

純資産会計基準と 銀行自己資本

制度調査部
吉井 一洋

「新株予約権」は含め、「繰延ヘッジ損益」は除外

【要約】

金融庁は、2006年7月24日に「会社法施行に伴う自己資本比率告示の一部改正（案）等」を公表した。

2005年12月の純資産会計基準の設定に併せて、貸借対照表上の純資産の部（旧資本の部）の表示方法が大きく変更された。今回の告示は、これに合わせて銀行の自己資本比率規制上の自己資本の内容を見直すものである。

告示案へのコメントは2006年8月24日まで募集される。

1. 告示案の公表

金融庁は、2006年7月24日に「会社法施行に伴う自己資本比率告示の一部改正（案）等」を公表した。

2005年12月9日にASBJ（企業会計基準委員会）が、企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（以下「純資産会計基準」という）を公表した。これにより、貸借対照表の「資本の部」の表示方法は抜本的に改められた。

従来は「資本の部」＝「純資産」とされており、「株主資本」という語はこれらと同じ内容を指すものとして用いられてきた。しかし、純資産会計基準では「資本の部」は無くなり、資産・負債の差額は「純資産の部」として表示される。その一方で、「株主資本」の範囲は資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式（控除項目）に限定される。「純資産」の部には、他に「評価・換算差額等」、「新株予約権」、さらに連結財務諸表においては「少数株主持分」が含まれることになった。「評価・換算差額等」には、「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」、「土地再評価差額金」、「為替換算調整勘定」が含まれる。即ち、新株予約権、少数株主持分、繰延ヘッジ損益が新たに純資産に加わることになった。

今回の金融庁の告示改正案は、この純資産会計基準の制定に伴い、自己資本比率規制上の分子のTier1自己資本を見直すものである。見直しの内容は次ページのとおりである。

改正前の規定は、資本勘定（＝繰延ヘッジ損益、新株予約権、少数株主持分算入前の純資産）をベースにした規定となっており、資本勘定から土地再評価差額金とネットで評価益の場合の「その他有価証券評価差額金」を控除している。

これに対して改正案では、株主資本（資本金、資本剰余金、利益剰余金の合計額から自己株式を控除）をベースに、ネットで評価損の場合の「その他有価証券評価差額金」、為替換算調整勘定、新株予約権を加算している。

即ち、以下の点は、改正案も改正前の告示も変わりはない。

土地再評価差額金をTier1自己資本には含めない。

「その他有価証券評価差額金」はネットで正の場合は Tier1 自己資本には含めない。ネットで負の場合は Tier1 自己資本から控除する。

「繰延ヘッジ損益」は Tier1 自己資本に含めない。企業会計とは異なり「その他有価証券評価差額金」とは別の取扱いとしている。

これに対して「新株予約権」は新たに Tier1 自己資本に算入されることとされている。決算短信、有価証券報告書の ROE の分母である自己資本、自己資本比率や 1 株あたり純資産を算定する際の分子の自己資本からは「新株予約権」は除外されている。しかし銀行が自己資本比率を算定する際には Tier1 自己資本に含めることとしている。

連結子会社の少数株主持分を Tier1 自己資本に算入する点は、変更は無い。

「のれん」の取扱いは企業結合会計基準の導入に合せた規定の整理が行なわれている。

Tier2、Tier3 については、特に見直しは示されていない。したがって、「繰延ヘッジ損益」は、Tier2 自己資本においても、その他有価証券評価差額金とは異なる取扱いをされることになる。即ち、Tier2 自己資本には算入されない。もし仮にその他有価証券の時価の変動等をヘッジする場合は、繰延ヘッジ会計ではなく時価ヘッジ会計によらなければ、そのヘッジ効果は自己資本比率規制上の自己資本には反映されないことになろう。

告示案へのコメントは 2006 年 8 月 24 日まで募集される。

Tier 1 自己資本新旧比較

改正後	改正前
株主資本 1.ただし以下を除く ・社外流出予定額 2 ・永久劣後債務 ・期限付優先株 + その他有価証券評価差損 3 + 為替換算調整勘定 + 新株予約権 + 連結子会社の少数株主持分 4 - のれん・営業権・企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産 1 非累積的永久優先株を含む。 2 役員賞与は、社外流出予定額ではなく、損益に反映される。 3 株主資本には、その他有価証券評価差損益、土地再評価差額金は含まれない。したがって、その他有価証券評価差額金がネットでプラスの場合や、土地再評価差額金は、Tier1 自己資本には含まれない。その他有価証券評価差額金がネットでマイナスの場合は Tier1 自己資本から控除される。 4 海外 SPC が発行する優先出資証券で一定の要件を満たすものについても、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分を算入できる。	資本勘定 5.ただし以下を除く。 ・その他有価証券評価差益 6 ・土地再評価差額金 ・永久劣後債務 ・期限付優先株 + 連結子会社の少数株主持分 7 - 営業権・連結調整勘定・企業結合により計上される無形固定資産 - 社外流出予定額(配当予定額および役員賞与の予定額) 5 非累積的永久優先株を含む。 6 ネットでプラスの場合のみ除外、ネットでマイナスの場合はそのまま反映 7 海外 SPC が発行する優先出資証券で一定の要件を満たすものについても、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分を算入できる。